

荒川区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
南千住駅周辺地区

平成26年3月

東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「南千住駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「南千住駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	一般国道4号	昭和通り	台東区境～④区道荒98号線	JR 南千住駅	南千住病院、三ノ輪橋駅
②	主要地方道 王子 千住南砂町線(第3 06号)	明治通り	東日暮里1-9～台東区境 台東区境～南千住3-28	東京メロ 日比谷線 南千住駅	
③	特例都道 言問橋 南千住線(第464 号)	コソ通り	①昭和通り～②明治通り	つくばエクス プレス 南千住駅	荒川南千住五郵便局、 南千住区民事務所、南 千住駅前ふれあい館、 南千住駅
④	区道荒98号線		①昭和通り～⑩区道荒58号線	南千住駅	
⑤	区道荒104号線		①昭和通り～南千住6-1		荒川南千住郵便局
⑥	区道第309号線		③コソ通り～⑭区道荒68号線	都電荒川線	
⑦	区道荒61号線		①昭和通り～③コソ通り	三ノ輪橋駅 荒川一中前駅	南千住病院、荒川南千 住五郵便局
⑧	区道第59号線		⑩区道荒58号線～⑫区道荒298号 線		
⑨	区道第91号線		⑩区道第94号線～⑬荒川区管理通 路1-101号線		店舗 B
⑩	区道第94号線		②明治通り～⑨区道第91号線		
⑪	区道第100号線		⑭区道荒55号線～⑬荒川区管理通 路1-101号線		
⑫	区道第103号線		⑤区道荒104号線～⑯区道荒54号 線		
⑬	区道第232-2号 線		②明治通り～東日暮里一丁目公園		東日暮里一丁目公園、 店舗 D
⑭	区道第689号線		⑯区道荒56号線～⑰区道荒270号 線		店舗 C
⑮	区道荒台4号線		⑰区道荒102号線～⑱区道荒103 号線		
⑯	区道荒54号線		⑫区道第103号線～⑭区道荒55号 線		荒川一中前駅

⑰	区道荒55号線		①昭和通り～⑩区道荒54号線		荒川一中前駅、三ノ輪橋駅
⑱	区道荒56号線		⑭区道第689号線～天王公園		天王公園
⑲	区道荒57号線		①昭和通り～⑭区道第689号線		
⑳	区道荒58号線		④区道荒98号線～㉕区道荒101号線		南千住駅、南千住区民事務所、南千住駅前ふれあい館
㉑	区道荒62号線		①昭和通り～③コツ通り		南千住区民事務所、南千住駅前ふれあい館
㉒	区道荒63号線		㉑区道荒62号線～㉖区道荒102号線		
㉓	区道荒66号線		⑥区道第309号線～㉓区道荒289号線		リバーハープ公園
㉔	区道荒68号線		⑥区道第309号線～㉓区道荒289号線		
㉕	区道荒101号線		③コツ通り～㉑区道荒294号線		南千住駅
㉖	区道荒102号線		③コツ通り～⑮区道荒台4号線		
㉗	区道荒103号線		台東区境～⑮区道荒台4号線		三ノ輪駅
㉘	区道荒268号線		㉙区道荒270号線～南千住6-36		南千住ふれあい館
㉙	区道荒270号線		⑤区道荒104号線～㉘区道荒268号線		南千住ふれあい館、荒川総合スポーツセンター
㉚	区道荒289号線		㉓区道荒66号線～㉔区道荒68号線		
㉛	区道荒294号線		㉓区道荒66号線～㉕区道荒101号線		リバーハープ公園、店舗A、店舗F、南千住駅
㉜	区道荒298号線		⑧区道第59号線～㉑区道荒294号線		南千住駅
㉝	荒川区管理通路1-101号線		⑨区道第91号線～⑪区道第100号線		

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	一般国道4号	信号機の改良(音響機能の整備等)	平成26~32年度
②	主要地方道 王子千住南砂町線 (第306号)	同上	同上
③	特例都道 言問橋南千住線(第46 4号)	同上	同上
④	区道荒98号線	同上	同上
⑤	区道荒104号線	同上	同上
⑥	区道第309号線	同上	同上
⑦	区道荒61号線	同上	同上
⑮	区道荒台4号線	横断歩道の整備	同上
⑳	区道荒66号線	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
㉑	区道荒68号線	同上	同上
㉒	区道荒102号線	信号機の改良(音響機能の整備等)、横断 歩道の整備	同上
㉓	区道荒270号線	横断歩道の整備	同上
㉔	区道荒294号線	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車防止の指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車防止についての広報活動及び啓発活動の実施</p>	平成26～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

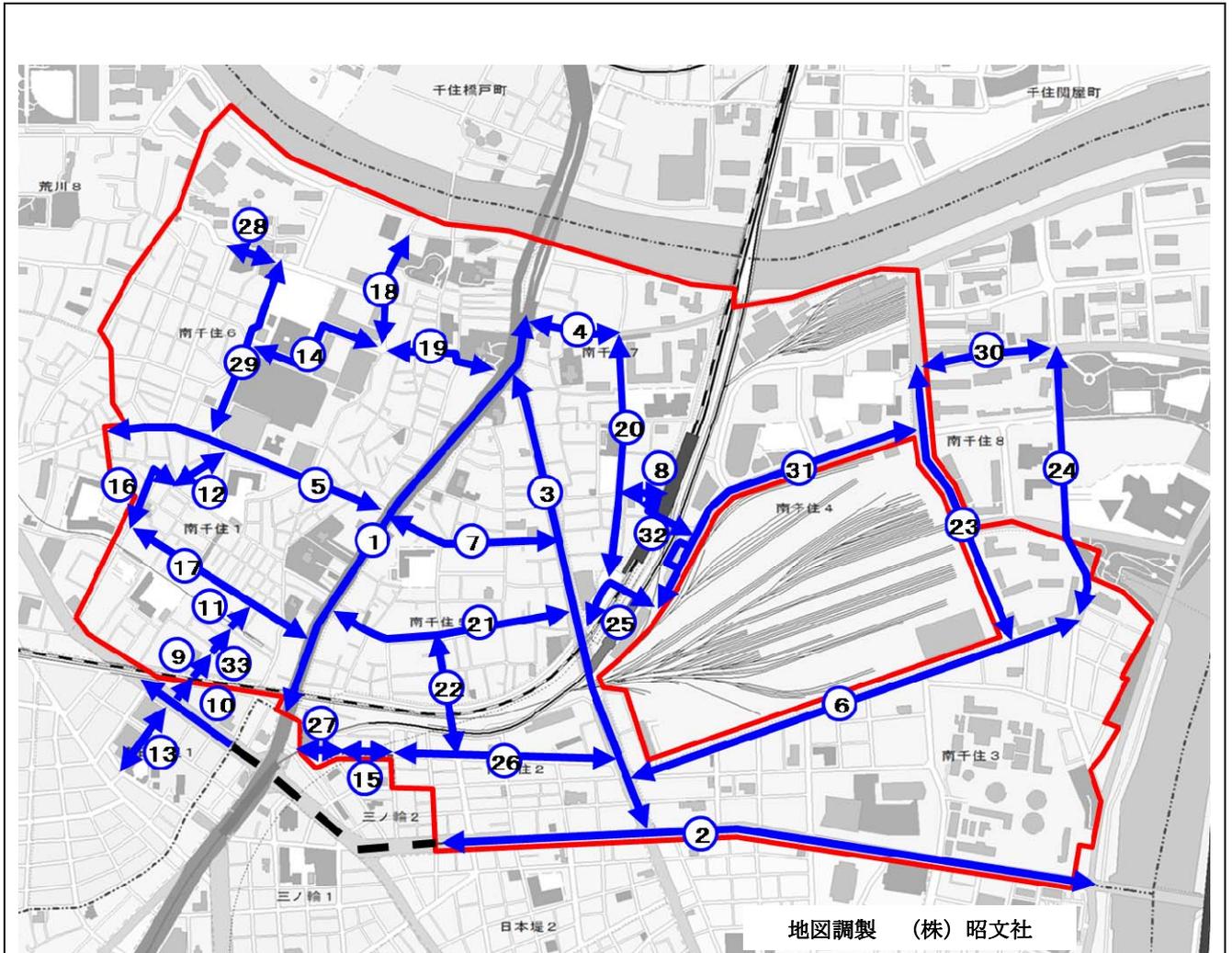
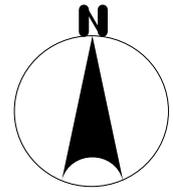
また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図

区市町村名	荒川区
重点整備地区名	南千住駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)